



「住んでよかった」と思える **みよし市** を目指します！

わたなべいくお

くらしの相談

担当者レポート No.30

笑顔がいっぱい！みよし



発行日：令和4年10月27日

発行所：トヨタ自動車労働組合

発行人：鬼頭 圭介

編集者：渡邊 郁夫

印刷所：(株)トヨタエンタプライズ
共栄カンパニー

わたなべいくお の主な取組み

*進捗状況：100%:実現、75%:実現に向け実行中、50%:実現に向け計画中、25%:調査中、0%:動きなし

大分類	取組みテーマ	テーマに対する取組み内容	進捗状況
安全に生活できるまち 	防犯対策の推進	全小中学校防犯電子錠の設置	50%
	自然災害対策の推進	防災情報の伝達機能強化	50%
	災害時の 在宅避難者支援	次世代自動車の補助金見直し 1台/年人	100%
子どもを安心して 産み育てられる環境 	安心して預けられる 保育サービスの推進	待機児童の無い保育サービスの維持	75%
		0から2歳の保育料見直し	100%
	きめ細やかな 教育環境の推進	小学校専科教員の配置	75%
環境に配慮した 快適なまち 	充電インフラ整備推進	次世代自動車 充電インフラ設備増設	100%
	循環型社会の推進	リサイクルステーション増設	100%
		プラスチック製容器梱包計画回収	100%
活力のあるまちづくり 	公契約での適正な労働条件の 促進	公契約条例制定	75%
	地域共生社会の推進	開発による集会施設土地の帰属 (裏面参照 一般質問)	100%

CHECK

活動の振返りの詳細はこちらです。



9月議会は、皆さま方からのご提言に基づく一般質問に注力。今回のレポートは、一般質問や令和5年度政策要望提出について報告させていただきます。(次頁参照)

くらしの相談対応事例

ここがポイント

安心安全な道路環境維持を行いました。



(要望) 県道284号線下山工場第3駐車場・ジョイネリア南2駐車場出口で見通し確保のため令和3年1月植栽を撤去後未舗装のため雑草が生え、見通しが悪い時期がある。



(回答) 道路を管理する豊田加茂建設事務所へご相談し駐車場出口部植栽撤去部分左右8m舗装を実施。

要望場所



対応前



雑草が生え出口部の視界が悪く危険。

対応後



駐車場出口部の植栽マスを舗装。

議員としての取り組み

ここがポイント

開発による地域の問題について質問しました。

<一般質問> 開発等における地域の問題について



《質問主旨》・昭和60年頃からの大規模住宅開発によりみよし市は急速に人口増加となり平成16年にはみよし市まちづくり土地利用条例が施行され開発許可前の事前手続きの中で**公益施設(ごみ集積施設(計画住戸6戸以上)や集会施設(計画住戸200戸以上)など)の設置や帰属が協議されます。**現在は一定規模の住宅開発が終わり、例えば計画住戸5戸以下の場合ごみ集積施設の設置義務は不要ですが周辺にごみ集積施設がなければ、ごみ集積施設が近くに無い住民が増えることとなります。計画住戸5戸以下でも事業者に対しごみ集積施設設置の協議ができるよう質問しました。・現在三好丘地区における寮の跡地で宅地開発が行われていますが計画戸数が200戸未満の集会施設施設土地は帰属を受けない方針のため、今後地域での困りごとに発展する恐れがあることからみよし市へ帰属できるよう質問しました。

1. みよし市のまちづくりについて

Q: 令和3年度市民アンケート調査結果で、“住みやすさ”や“住み続けたいか”の質問において“住みやすい”“住み続けたい”と評価している市民の割合はどれほどか。

A: 90.4%の方に「住みやすい」、90.1%の方に「住み続けたい」との評価をいただいています。



みよし市の強みが“住みやすさ”であり**全体の9割の方が評価**しています。これがみよし市人気・魅力



2. 開発におけるごみ集積施設について

Point! 条例では、**6戸以上**の住宅建築を目的とする**特定開発事業のみごみ集積施設の設置を義務付け**ています。

Q: 開発事業の申請手続きの中で開発区域周辺のごみ集積施設の設置状況からごみ集積施設について確認し協議する考えはあるか。

A: 事業者からごみ集積施設の設置について相談がある場合は、協議を行ってまいります。

Q: 特定開発事業、小規模開発事業、その他**ごみ集積施設の設置方法や管理**についてはどのようなか。

A: **住宅計画住戸が6戸以上の住宅の建築を目的とする特定開発事業を行う場合のみごみ集積施設の設置を義務付けています。**地域で新設をしたい場合行政区で場所の調整を行い収集に支障がなければ設置することができ、**管理は行政区です。**



開発計画説明時、**区長さんから事業者へのお願いの中**、ごみ集積施設が無ければ、**開発計画の協議を**していただけます。



3. 開発における集会施設について

Point! 今後は、**協議が整えば、200戸未満の開発でも集会施設の土地はみよし市へ帰属する。**協議の条件を要綱で運用するよう要望しました。



不動産の登記名義人となることができるのは、**法人等とされてること**から、**認可地縁団体以外の行政区や法人格を持たない管理組合など**については、**団体名義での登記ができないため**、開発区域内に居住する**代表者による共有名義での登記**を行っています。**共有名義人が死亡した場合などに、その相続人が共有名義で登記した土地を相続財産と誤解して処分してしまう等懸念される事案**として考えられます。

Q: 今後は予定建築物計画住戸数200戸にかかわらず、協議で設置された集会施設の土地についてはみよし市へ帰属する考えはどのようなか。

A: **200戸未満の開発での集会施設の用に供する土地につきましても、協議の整った集会施設の土地については、受けていくことを考えています。**